

1 月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和3年1月29日（金） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下1階 地下会議室	
出席者	委員	北谷教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、梅田委員 【計5人出席】
	事務局	小林主任、竹川、井関、福岡
	理事者	【教育委員会】 増田教育部次長、廣岡教育部次長、小林教育政策課長、豊田教育総務課長補佐、川端教育施設課長、山田教職員課長、細川地域教育課長、松浦文化財課長、伊東学校教育課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、中川保健給食課長、垣見教育支援・相談課長、大橋中央図書館長、杉本一条高等学校事務長、吉田教育監、石原教育センター所長 【市長部局】 鈴木子ども未来部長、田村保育総務課長
開催形態	公開（傍聴人 2人）	
議題	1 議事 議案第38号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部改正について非公開 議案第39号 奈良市立学校特認校制度に関する要綱の一部改正について 議案第40号 旧鼓阪幼稚園の土地、建物及び工作物の用途廃止について 議案第41号 教職員の人事について非公開 2 協議事項 (1)「奈良市の目指す教育について～次期奈良市教育振興基本計画(案)について～」	

	<p>(2)「(仮称) 一条高等学校附属中学校の設置について～入学者選抜方法について～」非公開</p> <p>3 その他報告事項</p> <p>(1) 学校運営協議会意見申出書について非公開</p>
決定取り纏め事項	<p>1 議事</p> <p>議案第38号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第39号 奈良市立学校特認校制度に関する要綱の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第40号 旧鼓阪幼稚園の土地、建物及び工作物の用途廃止については、可決した。</p> <p>議案第41号 教職員の人事については、可決した。</p> <p>2 協議事項</p> <p>(1)「奈良市の目指す教育について～次期奈良市教育振興基本計画(案)について～」は、意見交換・協議した。</p> <p>(2)「(仮称) 一条高等学校附属中学校の設置について～入学者選抜方法について～」は、意見交換・協議した。</p> <p>3 その他報告事項</p> <p>(1) 学校運営協議会意見申出書については、報告を受けた。</p>
担当課	教育委員会教育部 教育政策課
議事の内容	
教 育 長	皆様おそろいですので、定例教育委員会を始めさせていただきます。
教 育 部 次 長	本日、教育部長は公務のため、欠席とさせていただきます。 また、教育総務課長が公務のため、代理の者として教育総務課長補佐の豊田を出席させるとともに、案件の関係者として教育監及び教育センター所長を出席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。
教 育 長	はい、結構です。 それでは、まず、事務局より資料について説明願います。
事 務 局	本日の案件に関する資料は、既に配付いたしておりますとおりでございます。

教 育 長	<p>本日の委員会は委員全員が出席しており、委員会は成立いたします。ただいまから1月定例教育委員会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は私と都築委員でお願いをいたします。</p> <p>次に、議事録の確認についてでございます。</p> <p>令和2年12月定例委員会の会議録の署名委員は、私と柳澤委員でございます。柳澤委員には、既に1月19日の教育委員事前説明の場において確認をいただき、署名していただいております。ご報告申し上げます。</p> <p>続きまして、令和3年1月臨時委員会、1月8日開催の議事録の署名委員は私と梅田委員です。</p> <p>梅田委員、いかがでしょうか。</p>
梅 田 委 員	<p>結構です。</p>
教 育 長	<p>案件に入る前に、林政行様ほか1名の方から傍聴の申出があり、傍聴規則第2条及び第3条の規定に基づきまして、2名の傍聴券を交付いたしましたので、ご報告申し上げます。</p> <p>それでは、本日の案件に入ります。</p> <p>本日の案件は、議案4件、協議事項2件、その他報告事項1件、計7件でございます。</p> <p>本日の案件のうち、議案第38号は「議会の議決を経るべき案件」議案第41号は「人事に関する案件」であるため、また、協議事項(2)は「公表前の情報に関する案件」であるため、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。よろしいですか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第38号及び議案第41号並びに協議事項(2)は非公開とすることに決定いたしました。なお、議案第41号につきましては、関係部課長のみでの審議といたします。</p> <p>それでは、公開の案件から始めます。</p> <p>まず、議案第39号「奈良市立学校特認校制度に関する要綱の一部改正について」学校教育課長より説明願います。</p>
学校教育課長	<p>改正は2点ございます。</p> <p>まず、1点目は進学の特例の改正でございます。資料の7ページをご覧ください。特認校における就学期間は、要綱第3条の(4)におきまして、「特認校への就学を開始した日から当該児童生徒が当該特認校を卒業する年度の3月31日までの間、当該特認校に就学すること。」となっております。また、卒業した児童の進学先については、9ページをご</p>

ご覧ください、要綱第11条に進学の特例を示しており、「特に希望する場合は、当該特認校の通学区域内の中学校に就学することができるものとする。」と定められております。このことにより、本制度を活用して田原小学校を卒業した児童の進学先として、この児童の居住する校区の中学校と田原中学校との二通りが考えられることとなります。現在の要綱では、進学する中学校の希望を確認する手段は口頭のみであったため、書面にて意向を確認し、進学の手続が円滑に行えるよう改正を行うものでございます。

2点目といたしましては、要綱における特認校の表記を統一するため、別記第2号様式の一部を改正しようとするものでございます。

資料1ページをご覧ください。例規改廃調書の4、制定改廃の概要をご覧ください。

1点目の要綱第11条、進学の特例につきましては、第1項において、「特認校に就学し、卒業した児童」を「特認校就学児童」と定義し、第2項として、「特認校就学児童の保護者は、特認校就学継続確認書（別記第8号様式）を教育委員会に提出しなければならない。」を加えます。あわせて、意向確認の別記第8号様式を制定いたします。

2点目につきましては、別記第2号様式中の「奈良市学校特認校」を「特認校」に改めるといたします。

資料の2ページから4ページには新旧対照表をおつけしております。以上でございます。

教 育 長

特認校を実施している中で、次に進学するときにきちっと、校区内の学校に行くのかどうかを今まで口頭で調整をしていたが、書式を定めて提出していただき事務の適正化を図るということと、名称を特認校に改めるということですね。

このことについてご質問ございませんでしょうか。

柳 澤 委 員

特認校を定める際に、その議論があったと思うのですが、小学校と中学校は例えば小中連携とか、一貫ではないでしょうか、その辺の環境はどのようなになっているのでしょうか。

学校教育課長

田原小中学校では1年生から9年生という表現を使い教育課程を進めているところから、6年生から7年生へ進級するときには卒業セレモニーという形で式は執り行っていないなど、連続性であったり継続性を重視して取り組んでおります。

梅 田 委 員

特認校制度の趣旨に沿って、継続して希望を出された子どもと保護者の希望に対して制度がうまく進むように調整をしていただく改定ということで、その趣旨に賛同いたします。

そこで、現在の特認校制度を活用して在籍をしている子どもたちの状況

学校教育課長	<p>で分かっているものがありましたら教えていただけたらと思います。</p>
学校教育課長	<p>今年度から特認校制度が始まっており、6月からの学校再開に伴って、現在、小学校で4名、中学校で1名の合計5名の方がこの制度を使って就学をされております。就学している児童の様子については、校長とのヒアリング等により確認しておりますが、その中では、「大変落ち着いた環境の中で学習ができるということから集中して学習に取り組むことができている」「友人関係についても、受け入れる側の田原小中学校の児童生徒の方が非常に前向きに特認生に対してくださっているということで、友人関係も良好な環境であります」ということでございます。中には課題を持って特認校に就学された方もいらっしゃるようですが、その方についても、支援をしながら進めているということです。</p>
梅田委員	<p>落ち着いた環境の中で、それがいい形で子どもたちが学習に臨むことが出来ているということで、安心いたしました。引き続き、指導については、まだまだ配慮が必要だということは、当然のことだろうと思いますので、その状態についてもしっかり見ていただければと思います。</p>
教 育 長	<p>ほか、ご質問よろしいでしょうか。 ちなみに、今年度、学校の説明会はコロナの関係で十分ではなかったと思いますが、来年度に向けて、どれぐらい問合せがありましたか。</p>
学校教育課長	<p>来年度に向けましては、今年度、学校見学、授業参観等を行った上で就学申込みを受けるといった形を取らせていただいております、今年度は9月16日から11月16日を学校見学の期間とし、9月17日から11月19日の期間で申込を受けております。この期間に問合せいただきました件数は21件で、学校見学は12件ということです。 その中から本年度申請をされる方につきましては、現在継続して在籍していらっしゃる5名以外の方で10月の末の時点ではお一人ございましたが、1月に入りましてご家庭の事情により辞退をされることになりましたので、来年度につきましては新規の方はおられません。</p>
教 育 長	<p>せっかく制度をつくっているのですから、それぞれの子どもに合った教育が出来るといったお知らせなりを、保護者の方々にしっかりと、きめ細かにしてください。もう一つは、梅田委員がおっしゃったように、個別に色々な課題を持っているお子さんもいらっしゃるかもしれませんので、行って良かったなど言ってもらえるような丁寧な指導が必要だと思いますので、そこは継続をしていってください。 それでは、ほかにごございませんでしょうか。 それでは、議案第39号「奈良市立学校特認校制度に関する要綱の一部改正について採決をいたします。</p>

	<p>本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第39号は原案どおり可決することに決定いたしました。続きまして、議案第40号「旧鼓阪幼稚園の土地、建物及び工作物の用途廃止について」、保育総務課長より説明願います。</p>
保育総務課長	<p>旧鼓阪幼稚園につきましては平成27年3月をもって閉園し、教育財産としての用途を終えておりますので、今後の利活用に向け、普通財産に変更しようとするものでございます。</p>
教 育 長	<p>この件に関して、ご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。それでは、ご意見がないようですので、議案第40号「旧鼓阪幼稚園の土地、建物及び工作物の用途廃止について」採決いたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第40号は原案どおり可決することに決定いたしました。それでは、続きまして協議に入ります。</p> <p>協議のテーマは「奈良市の目指す教育について～次期奈良市教育振興基本計画（案）について～」でございます。</p> <p>それでは、教育政策課長から説明願います。</p>
協 議 事 項	<p>協議事項（1）「奈良市の目指す教育について～次期奈良市教育振興基本計画（案）について～」</p> <p>テーマについて、資料に基づき事務局より説明の後、意見交換・協議を行った。</p>
公 開 案 件	
教 育 長	<p>次に、その他報告事項（1）「学校運営協議会意見申出書について」地域教育課長より説明願います。</p>
地域教育課長	<p>「学校運営協議会意見申出書」が1月8日付で登美ヶ丘中学校運営協議会より提出されましたので、ご報告申し上げます。</p> <p>資料の2枚目が、実際に提出されました「学校運営協議会意見申出書」でございます。学校運営協議会に関しましては、「地方教育行政の組織</p>

及び運営に関する法律」にしっかりと規定されており、「対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。」とされており、合わせて「対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。」とされております。この場合、「当該職員が県費負担教職員であるときは、市町村委員会を経由するものとする。」とされており、それを受ける形で今回申出書が本市に提出されたところですが、実際に提出されました登美ヶ丘中学校運営協議会の意見申出書は、養護教諭の欠員補充、人権教育推進（児童生徒支援）のための教員の配置、ICT教育推進のための教員の配置、部活動の充実のための教員の配置に関しての内容となっております。この申出書の取扱いに関してでございますが、内容が基本的に県費負担教職員の配置に係るものとなっておりますので、本日、教育委員の皆様にご報告をさせていただき、県の教育委員会に書面で報告させていただきたいと考えております。

教 育 長

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」中の学校運営協議会の規定にのっとり、「奈良市学校運営協議会規則」が定められている中で、その第5条第2項の「対象学校の職員の任用に関する事項について、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取のうえ、対象学校の校長及び教育委員会を順次経由し、奈良県教育委員会に対して意見を述べるができる。」という規定を使っての初めての申出ということで、手続上は経由するということですので、このまま県教育委員会に送るということになるわけですが、初めてのことで、今後の事務的なことも含めてご意見等をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

柳 澤 委 員

これから各中学校区、小学校区からご意見が出てくる可能性があるのですが、その前提として、「奈良市学校運営協議会規則」の第4条に規定されているように、この協議会そのものは、校長が当該学校の「教育目標及び学校経営計画に関すること」そして「教育課程の」とあって、それらの基本的な方針をしっかりと定めておられて、それにのっとり見たとき、学校運営上の教育上の課題を踏まえたうえで一般的な意見の申出という流れが前提としてあるというところを事務方としては押さえていただきたいと思っております。意見が出ましたということだけではなく、学校の経営計画全体の中で、校長が今年はこちらをどうしても強化してやっていきたい、ここ数年間が大事なんだというような学校のポリシーがあって、それを基にして地域の方々や保護者の方と議論して意見書が出てくるという手続になっていることが望ましいと思っております。そういうことが前提になっているということで、理解したいと思っておりました。

梅 田 委 員

今、柳澤委員がおっしゃっていただいたことと全く同様のことですが、

学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクールが、本年度から全市展開をしており、それぞれの地域において、学校の在り方について地域と保護者と一体となって考え、また、地域の特色を持っていこうという動きのものでもあります。そこで、コミュニティスクールの持っている3つの機能、1つは学校の基本方針を承認する場であるということ、また、学校の校長はそれをしっかり理解していただき、説明もしていかなければならないということ。また、学校運営をしていくという上においても教育委員会、校長に意見を述べることによって、学校だけでは気づくことができなかつた学校の魅力や課題を地域や保護者の方と共有することができるということにも繋がっていくという2つ目の機能。そして3つ目は、そういう流れの中に、教職員の任用に関して意見を述べることができるということ、この意見は校長が教員の個人的なこととして上げてくる具申に関わってくるものとはまた違い、学校の基本方針やその運営に関わっての意見であるという、そこをしっかりと理解していきながら地域と保護者が学校と協働してつくり上げていくという仕組みが全市での展開に繋がっていけたら良いと思います。そういう意味でいうと、今回のものにも学校ビジョンをつけて提出していくと、そういう意図にも繋がっているのではないかと思います。

都 築 委 員

今年からコミュニティスクールが全市展開ということだったわけですが、こういう状況ですから、運営協議会がきちっと開かれているかというところ、そういうところは少ないと思います。今回こういう申出書が出たことによって、コミュニティスクールというのはこういうふうにやっっていけないといけないのだという、一つ考えるよききっかけになったと思います。事務局のほうでもそこをきちっと考えておられると思いますが、現場に行くと、本当のコミュニティスクールの意味というようなものがまだまだ伝わり切れていないと思います。特に、奈良市の場合は地域教育協議会のほうが先行しておりましたので、その違い、役割の違いがなかなか明らかに、みんなの中には落ちていないところがあると思いますので、ぜひ、コミュニティスクールとは何かという、今、両委員がおっしゃったようなことをもっと浸透していくような取組も今後お願いしたいと思います。

教 育 長

今おっしゃっていただいたようなことを前提として学校長がしっかりと示し、これをコミュニティスクールの中で議論し、そしてどんな学校をつくるのかという中で、人事に関しても個別案件ではないということ、を学校長にもしっかりと、この規則をしっかりと理解をしていただいで進めていただきたいと思ひます。地域の方々が参画するという意味では非常にいい仕組みですので、都築委員がおっしゃったように、しっかりと受け止めていきたいと思ひますし、広めていかなければならないと思ひます。今回は、このままこれをここで確認して、県のほうに送付すると

いうことでよろしいかと思えます。

それでは、ほかにご意見がないようですので、その他報告事項(1)「学校運営協議会意見申出書について」は承りおき願います。

これで非公開を除く本日の案件は全て終了いたしました。

傍聴人の方は、ご退席願います。

非公開案件

この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により非公開とする。

地域教育課長

議案第38号「奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部改正について」地域教育課長より概要説明

<異議なし>

本件については、原案通り可決した。

非公開協議事項

協議事項(2)「(仮称)一条高等学校附属中学校の設置について～入学者選抜方法について～」

テーマについて、資料に基づき事務局より説明の後、意見交換・協議を行った。

非公開案件

教 育 長

議案第41号は人事に関する案件のため、関係部課長のみでの審議いたします。

案件に入る前に、2月の定例教育委員会の日程についてご連絡いたします。2月の定例教育委員会は、2月16日火曜日、10時からの開催を予定しております。よろしく願いいたします。

それでは、関係部課長以外は、退席願います。

教職員課長

議案第41号「教職員の人事について」教職員課長より概要説明

<異議なし>

本件については、原案通り可決した。

教 育 長

これをもって本日の教育委員会を閉会いたします。